

様式1

平成 年 月 日

京都府立鴨沂高等学校長 様

(提出者) 住 所
商号又は名称
代 表 者
役 職・氏 名

㊟

参加表明書

平成 年 月 日付で募集のありました京都府立鴨沂高等学校食堂・売店の出店
について、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないこ
とを誓約します。

(連絡先) 会社・部課名 :

氏 名 :

電 話 :

【京都府立鴨沂高等学校食堂・売店の出店】

企画提案書

(提出者) 住 所
商号又は名称
代 表 者
役 職・氏 名

㊤

1 学校食堂・売店の役割について

※ 重要である、注意や配慮すべきであると考えること等を記載してください。

2 生徒、教職員の福利厚生について

※ 生徒、教職員の福利厚生、ニーズについてどのように捉え、考えているか記載してください。

様式2

3 販売商品や販売方法

(1) 販売商品及び価格

販売予定商品	販売予定価格(円)	一般販売価格(円)	備考(特徴等)

- ※ 販売予定価格は、税込価格を記載してください。
- ※ 販売予定商品が多い場合、別紙での添付を可とします。
- ※ 廉価であることがわかるよう、一般販売価格を記載してください。

(2) 販売方法

※ 営業日や営業時間、販売方法等について記載してください。

(3) レイアウト

※ 出店を希望する面積を記載し、機器の配置等レイアウトを記載してください。
また、食堂・売店全体（176㎡）の提案を記載してください。

※ 記載しきれない場合、別紙での添付を可とします。

※ 出店時に工事を行いたい場合は、工事内容も記載すること。

4 教育活動への協働

※ 食育やキャリア教育、地産地消等、教育活動への協働や協力等について記載してください。

5 安全管理・衛生管理について

※ 廃棄物の処理や清掃計画等、安全管理・衛生管理についての考えを記載してください。

6 サービス向上への取組等

※ 生徒からの要望を反映する等、サービス向上への取組みを記載してください。
また、その他独自の取組みがある場合は、記載してください。

様式2

7 実施体制

(1) 人員及び人材配置

ア 営業時間帯ごとの人員配置（販売体制）や日常業務の管理体制等記載してください。

--

イ 食事の販売について、メニューの作成を誰がどのように行うか、詳しく記載してください。

--

様式2

(2) 運営について

※ 出店に向けてのスケジュールや安定的に運営するための工夫等の運営管理について具体的に記載してください。

(3) 運営収支見込

	項 目	平成 30 年度	平成 31 年度
収入			
	合 計		
支出			
	合 計		
差引損益計			

(単位：円)

(4) 調達計画

開業資金(改装・備品購入費等を含む)、運営資金等の内訳とその資金調達について、具体的に記入すること。

※ 借入れの場合は、借入時期・金額・償還予定等を記載すること。

※ 国、京都府等の補助金等、公的助成制度の活用を前提としないこと。

8 その他(自由記載)

様式 3

使 用 印 鑑 届

下記のとおり、使用印鑑を届け出ます。

記

法人印（個人の場合は、個人印）	代表者印（法人の場合に限る。）
-----------------	-----------------

年 月 日

京都府立鴨沂高等学校長 様

住所又は所在地

ふ り が な
商号又は名称

ふ り が な
代表者の職・氏名



役員等調書

私は、京都府立鴨沂高等学校長が実施する食堂・売店出店者募集に係る参加資格を確認するため、本調書に記載した事項を京都府警察本部長に照会するため使用することについて、同意します。

年 月 日

住所又は所在地

ふりがな

商号又は名称

ふりがな

代表者の職・氏名

印

氏名	ふりがな	役職名	生年月日	性別

注1 この調書は、食堂・売店出店者募集に係る参加資格を確認するため、京都府警察本部長に対し、申請者が京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴団員等に該当するかどうかについて照会するとき使用するものです。

2 申請者本人及び注の3の使用人に該当する者（申請者が法人の場合にあっては、その代表者、役員及び注の3の使用人に該当する者）について記載してください。

3 使用人とは、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織の業務を統括する者及び営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者をいいます。